

## スリランカの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。英語名は「Democratic Socialist Republic of Sri Lanka」<sup>2</sup>）は、インドの南東端の沖合に位置し、主にセイロン島からなる島嶼国である。熱帯気候に属し、国土の面積は約 6.6 万平方キロメートルで、日本の北海道の約 0.8 倍、九州の約 1.8 倍の広さである。首都はスリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ（旧首都コロンボから南東に約 10 キロメートルに位置する。コロンボの過密化により、1985 年に遷都した。通称は「コッテ」）、通貨はスリランカ・ルピー（LKR）である。公用語はシンハラ語及びタミル語であるが、この 2 つの言語の連結語として英語も用いられている。人口は約 2,200 万人である。民族構成としては、シンハラ人が約 82%、タミル人が約 10%、ムーア人が約 8%である。宗教については、仏教が約 70%、ヒンドゥー教が 13%、イスラム教が約 10%を占める。1972 年に「スリランカ共和国」として独立し、1978 年には国名を「スリランカ民主社会主義共和国」に変更した<sup>3</sup>。

1505 年に、ポルトガル人がヨーロッパ人として初めてセイロン島に到達した。その後はオランダにより植民地化され、1802 年には英国の植民地となった。英国植民地時代、多数派のシンハラ人（仏教徒）は英国の支配に抵抗を続けたが、英国の支配に従順だった少数派のタミル人（ヒンドゥー教徒）は、英国政府に重用されていた。1948 年、英連邦の自治領セイロンとして独立したが、1956 年に、シンハラ語のみを公用語としたこと等が、シンハラ人とタミル人との民族対立の引き金となった。1983 年、タミル人過激派が政府軍を襲撃したことから抗争が拡大し、「タミル・イーラム解放のトラ」（Liberation Tigers of Tamil Eelam, LTTE）と政府軍との内戦が勃発した。以後、タミル人の自治拡大を認める和平協定が締結される等の努力が行われたが、四半世紀以上にわたり、たびたび武力衝突が発生してきた。しかし、2009 年には LTTE が敗北宣言をし、内戦は事実上終結した。

スリランカの主な輸出品は、衣料品と紅茶であり、コロナ禍の前には、高い経済成長率を維持していた。しかし、近時、スリランカでは、コロナ禍での観光業の低迷、化学肥料の輸

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 「スリランカ」という国名は、シンハラ語で、「聖なる光輝く島」を意味する。

<sup>3</sup> 本稿におけるスリランカの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022 年版』（二宮書店、2022 年）199～200 頁、②外務省ウェブページ「スリランカ民主社会主義共和国 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/srilanka/data.html>）等を参照した。

入禁止による農産物生産量の減少、対外債務の増大と外貨不足による輸入価格の上昇、ラジャパクサ政権の崩壊と政情不安等の問題が発生している。

上述した諸問題が解決に向かっていくに従い、日本企業のスリランカ進出やスリランカ企業との貿易が再び増加していくであろう。そうすると、日本企業がスリランカにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなるため、スリランカの知的財産法制度等について知ることが重要となる。ところが、スリランカの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。そこで、本稿では、スリランカの知的財産法制度の概要を紹介する<sup>4</sup>。

## II 知的財産法全般

スリランカの法制度は、オランダ法、英国法<sup>5</sup>及び土着法の混合法体系となっている。しかし、とくにビジネス関連法に関しては、長年にわたる英国による植民地支配の影響により、英国法の影響が強い<sup>6</sup>。

スリランカの知的財産法制度を構成する法律としては、「知的財産法 2003 年第 36 号」<sup>7</sup>がある<sup>8</sup>。同法は、TRIPs 協定の要件を満たすために、「知的財産法 1979 年第 52 号」を改正したものであり、特許、意匠、商標、地理的表示、著作権、営業秘密等の保護に関する総合的・統一的な法律である（なお、スリランカには、実用新案制度は無い）。「知的財産法 2003 年第 36 号」は、「知的財産（改正）法 2021 年第 8 号」<sup>9</sup>及び「知的財産（改正）法 2022 年第 8 号」<sup>10</sup>により一部改正されている（以下、改正後のものを「知的財産法」という）。また、知的財産法の下位法令として、「知的財産規則 2005 年第 1 号」<sup>11</sup>、「知的財産規則 2006

---

<sup>4</sup> 本稿の執筆にあたっては、①『スリランカにおける模倣品流通実態調査』（日本貿易振興機構コロombo事務所、2016年）、②ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「スリランカ」の「制度ガイド」

（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/miniguide.html>）等を参照した。

<sup>5</sup> 本稿において「英国法」とは、イングランド法及びウェールズ法をいう。

<sup>6</sup> 「Legal Aspects of Doing Business in Asia, Second Edition」（JURIS）の「Sri Lanka」2～3頁。

<sup>7</sup>[https://www.nipo.gov.lk/web/images/pdf\\_downloads/Intellectual\\_Property\\_Act\\_No\\_36\\_of\\_2003.pdf](https://www.nipo.gov.lk/web/images/pdf_downloads/Intellectual_Property_Act_No_36_of_2003.pdf)

<sup>8</sup> 本稿の執筆にあたっては、下記リンク先の「知的財産法」の和訳を主に参照した。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/sri\\_lanka-lk\\_chizai.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/sri_lanka-lk_chizai.pdf)

<sup>9</sup> [https://www.nipo.gov.lk/web/images/08-2021\\_E.pdf](https://www.nipo.gov.lk/web/images/08-2021_E.pdf)

<sup>10</sup> <https://www.nipo.gov.lk/web/images/Act/IP-Act-AE.pdf>

<sup>11</sup> [https://www.nipo.gov.lk/web/images/pdf\\_downloads/other/1415\\_18\\_en.pdf](https://www.nipo.gov.lk/web/images/pdf_downloads/other/1415_18_en.pdf)

年第1号」<sup>12</sup>、「知的財産規則 2011 年第1号」<sup>13</sup>、「知的財産規則 2019 年第1号」<sup>14</sup>等がある<sup>15</sup>。また、裁判所の判例も重要な役割を果たしており、例えば、後述するように、詐称通称 (passing off) については、判例法により妥当な解決が図られている。

全 213 条からなる「知的財産法」の体系は、表 1 のとおりである。

表 1 : 「知的財産法」の体系

		第 1 条
第 1 部 運営		第 2 条～第 4 条
第 2 部	第 1 章 著作権	第 5 条～第 16 条
	第 2 章 著作隣接権	第 17 条～第 27 条
第 3 部	第 3 章 意匠	第 28 条～第 31 条
	第 4 章 意匠の保護を受ける権利	第 32 条～第 35 条
	第 5 章 意匠の出願要件及び登録手続	第 36 条～第 44 条
	第 6 章 意匠登録の存続期間	第 45 条～第 46 条
	第 7 章 意匠の登録所有者の権利	第 47 条～第 48 条
	第 8 章 意匠登録出願及び意匠登録の譲渡及び移転	第 49 条～第 50 条
	第 9 章 意匠のライセンス契約	第 51 条～第 58 条
	第 10 章 意匠登録の放棄及び無効	第 59 条～第 61 条
第 4 部	第 11 章 定義	第 62 条～第 66 条
	第 12 章 特許を受ける権利	第 67 条～第 70 条
	第 13 章 出願要件及び特許付与に係る手続	第 71 条～第 82 条
	第 14 章 特許の存続期間	第 83 条
	第 15 章 特許所有者の権利	第 84 条～第 87 条
	第 16 章 特許出願及び特許の譲渡及び移転	第 88 条～第 89 条
	第 17 章 ライセンス契約	第 90 条～第 97 条
	第 18 章 特許の権利放棄及び無効	第 98 条～第 100 条
第 5 部	第 19 章 標章及び商号	第 101 条

<sup>12</sup> [https://www.nipo.gov.lk/web/images/pdf\\_downloads/regulations/Regulation1445-10-ENG.pdf.pdf](https://www.nipo.gov.lk/web/images/pdf_downloads/regulations/Regulation1445-10-ENG.pdf.pdf)

<sup>13</sup> [https://www.nipo.gov.lk/web/images/pdf\\_downloads/regulations/Regulation1687-28-ENG.pdf](https://www.nipo.gov.lk/web/images/pdf_downloads/regulations/Regulation1687-28-ENG.pdf)

<sup>14</sup> [https://www.nipo.gov.lk/web/images/pdf\\_downloads/regulations/Regulation\\_01\\_of\\_2019.pdf](https://www.nipo.gov.lk/web/images/pdf_downloads/regulations/Regulation_01_of_2019.pdf)

<sup>15</sup> 「知的財産規則 2006 年第 1 号」の和訳は、下記リンク先に掲載されている（他の規則の和訳は、見当たらない）。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/sri\\_lanka-chizai\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/sri_lanka-chizai_kisoku.pdf)

	第 20 章 標章の認容可能性	第 102 条～第 105 条
	第 21 章 出願要件及び登録手続	第 106 条～第 117 条
	第 22 章 標章登録の存続期間	第 118 条～第 120 条
	第 23 章 標章の登録所有者の権利	第 121 条～第 122 条
	第 24 章 標章の出願及び登録の譲渡及び移転	第 123 条
	第 25 章 ライセンス契約	第 124 条～第 132 条
	第 26 章 標章登録の放棄及び無効	第 133 条～第 135 条
	第 27 章 標章の抹消	第 136 条～第 137 条
	第 28 章 団体標章	第 138 条～第 141 条
	第 29 章 証明標章	第 142 条
第 6 部	第 30 章 商号	第 143 条～第 145 条
第 7 部	第 31 章 集積回路の配置設計	第 146 条～第 159 条
第 8 部	第 32 章 不正競争及び非開示情報	第 160 条
第 9 部	第 33 章 地理的表示	第 161 条
第 10 部	第 34 章 諮問委員会の構成及び権限	第 162 条
第 11 部	第 35 章 長官及び裁判所への申請及び手続	第 163 条～第 174 条
	第 36 章 登録代理人	第 175 条
	第 37 章 基金	第 176 条
	第 38 章 違法行為及び刑罰	第 177 条～第 203 条
	第 39 章 規則	第 204 条
	第 40 章 1996 年州高等裁判所（特別規定）法	第 205 条
	第 41 章 税関布告の改正	第 206 条～第 207 条
	第 42 章 廃止及び留保規定	第 208 条～第 211 条
	第 43 章 解釈	第 212 条～第 213 条

スリランカの知的財産法制度の所管官庁である「スリランカ国家知的財産庁」(National Intellectual Property Office of Sri Lanka, NIPO)<sup>16</sup> は、特許、意匠、商標の出願、審査、登録等を行う政府機関である。NIPO は、コロンボに所在する。

スリランカは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO 協定、TRIPs 協定、WIPO 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約 (PCT)、商標法条約 (TLT)、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書については、署名はしたものの、批准はまだしていない。

<sup>16</sup> <https://www.nipo.gov.lk/web/index.php?lang=en>

### Ⅲ 特許

#### 1 概要

知的財産法によると、発明とは、「発明者の着想であって、技術の分野における特定の課題を実際に解決することを可能にするもの」をいう。

特許権の対象たる発明に含まれないものとしては、①発見、科学的理論又は数学的方法、②植物、動物及びその他の遺伝子組換え微生物以外の微生物、並びに非生物学的及び微生物学的方法以外の、植物及び動物の生産のための本質的に生物学的な方法、③事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯のための計画、規則又は方法、④手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法、⑤核兵器において特別の核物質又は核エネルギーを利用する上で有用な発明、⑥人間、動物又は植物の生命若しくは健康の保護又は環境に対する重大な不利益の回避を含めた公序良俗を保護するために、その商業的利用をスリランカにおいて阻止することが必要な発明が挙げられる。

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、新規性、進歩性、産業上利用可能性等の特許要件を満たしている必要がある。

新規性については、スリランカ国内又は国外で公然知られた発明、又は国内又は国外の刊行物に記載された発明は新規性を有しないものとされている（絶対的新規性）。

①開示が生じたのが特許出願日の 1 年前以内であって、当該開示が出願人又はその前権利者が実行した行為の結果である場合、又は②開示が生じたのが特許出願日の 6 か月前以内であって、かつ、当該開示が出願人又はその前権利者の権利濫用を理由とするか又はその結果である場合、新規性は喪失しない。

特許を受ける権利は、原則として、発明者に帰属する。但し、職務の遂行中になされた発明についての特許を受ける権利については、使用者又は業務委託者に帰属する。この場合、当該発明が、当事者の合理的な予測よりもはるかに大きな経済的価値を獲得した場合で、当事者間に合意が存在していないとき、発明者は、給与、発明の経済的価値、使用者の利益を考慮して裁判所が定める公正な報酬を受ける権利を有する。

#### 2 出願

スリランカ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、スリランカ国内の代理人を選任しなければならない。

出願明細書は、当該技術に通常の技能を有する者がその発明を評価し、実行するのに十分な程度に明確かつ完全な形でその発明を開示していなければならない。また、出願人が知っている、その発明を実行する上での最善の方法（Best Mode）を表示していなければならない。クレームは、簡潔・明瞭でなければならない、かつ明細書によってサポートされていなければならない。

出願人は、所定の種類に合致する調査報告を所定の期間内に提出しなければならない（なお、

スリランカ国内の審査官に調査を付託することも可能とされている)、報告が英語によるものでないときは、その英語翻訳文を添付しなければならない。出願人は、審査官から要請があったときは、出願した特許発明と同一の又は本質的に同一の発明について自己が国外で行った外国特許出願の書類(外国出願に関して行われた調査又は審査の結果報告書、外国出願に基づいて付与された特許証の写し、外国出願が拒絶された最終決定の写し)を提出しなければならない。

### 3 審査・特許付与

特許出願が所定の要件を満たしていないと判断した審査官は、出願人に対し、3か月以内に訂正するよう要求することができる。期間内に訂正されなかったときは、当該特許出願は拒絶されることになる。

特許出願が所定の要件を満たしている場合、審査官は当該特許出願に特許権を付与し、特許登録簿に登録し、特許証を交付する。

特許の存続期間は、出願日又は優先日から20年である。

利害関係人等は、特許付与後いつでも、裁判所に対し、特許権無効訴訟を提起することができる。無効理由としては、①知的財産法に定める特定の実体的要件を満たしていなかったこと、②出願明細書及びクレームの記載要件に違反していたこと、③発明を理解するための図面が添付されていなかったこと、④当該特許付与を受けた者が、特許を受ける権利を有していなかったこと等がある。

### 4 侵害

特許権は、工業的又は商業的目的で行われる行為にのみ適用される。①学術的研究のために行われた行為、②特許権者又はそのライセンシーによって市場の流通に置かれた製品に関連する行為、③スリランカの領空、領土又は領海に一時的又は偶発的に侵入した外国の航空機又は船舶等に搭載された製品の使用に関連する行為は、特許権侵害とはならない。

特許出願の出願日又は優先日より前に、第三者が、スリランカにおいて善意で、当該特許出願の発明の対象である製品を製造し又はその対象である方法を使用し、又はその真摯な準備をしていた場合、当該第三者には、当該発明を実施する権利(先使用权)が認められる。

特許権者は、特許権侵害を行う第三者に対し、侵害訴訟を提起することができる。裁判所は、適当な場合には、侵害の防止、証拠の保全のための暫定的な措置を講じた上で、損害賠償、差止命令等の救済を与えることができる。

また、特許権侵害を故意に行った者に対しては、50万LKRの罰金及び/又は6か月以内の拘禁刑が科される可能性がある。2回目以降の有罪判決を受けた者の刑罰は、倍加される。

## IV 意匠

## 1 概要

知的財産法によると、意匠とは、「工業又は手工芸の製品に特別の外観を与え、かつ、工業又は手工芸の製品の模様としての役割を果たすことができる線若しくは色彩の組合せ又は立体（線若しくは色彩と結合しているか否かを問わない）」をいう。但し、技術的成果を得ることのみに役立つものを含まない。部分意匠は認められる。

意匠登録の要件として、「新規性」等が挙げられる。

新規性については、スリランカ国内又は国外で公然知られた発明、又は国内又は国外の刊行物に記載された発明は新規性を有しないものとされている（絶対的新規性）。意匠は、その登録出願に先立つ 6 か月の期間内にそれが公式又は公認の国際博覧会に展示されたという事実のみを理由としては、公衆の利用に供されていたとみなされない。

意匠権を取得できるのは、その創作者又は継承者である。但し、職務上で創作された意匠については、使用者又は業務委託者に権利が帰属する。

## 2 出願

スリランカ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、スリランカ国内の代理人を選任しなければならない。

優先権を主張する場合、スリランカへの出願人は、先の出願の出願日から 6 か月以内に、先の出願の出願日及び出願番号、出願人の名称並びに本人又はその前権利者が先の出願をした国の国名を表示した宣言書を付加しなければならない。かつ、スリランカへの後の出願の日から 3 か月以内に、先の出願がされた国の当局が正しいものとして認証した、先の出願の写しを提出しなければならない。

なお、スリランカは、ハーグ協定及びロカルノ協定には加盟していないが、實際上、ロカルノ分類が用いられている<sup>17</sup>。

## 3 審査

意匠出願については、まず、方式審査が行われる。方式要件を満たしている場合、次に、実体審査が行われる。実体審査の内容としては、①意匠に新規性があるか否か、②意匠が法の下で登録可能であるか否か、③意匠が公序良俗に反しているか否か等が含まれる。

意匠要件を満たさないとして拒絶理由通知が発行された場合、出願人は、拒絶理由通知に記載された全ての拒絶理由につき、1 か月以内に、意見書を提出する等して応答しなければならない。拒絶決定に対し、出願人は、裁判所に不服申立てをすることができる。

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、又は拒絶理由が解消された場合、出願公告手数料の納付の後、当該意匠出願は公告される。意匠出願の公告から 2 か月以内に、誰でも、異議申立てを提出することができる。異議申立てが提出された場合、出願人による意見書及び

---

<sup>17</sup> 吉田親司著『外国意匠登録出願の実務』（経済産業調査会、2020年）209頁。

証拠の提出、聴聞（必要性が認められたときのみ）等の手続を経た後、異議申立てを認めるか否かについての決定が下される。

#### 4 登録

意匠出願の公告から 2 か月以内に異議申立てが提出されなかった場合、又は異議申立ては認められない旨の決定が下された場合、当該意匠は登録される。意匠登録されると、意匠権者には登録証が発行され、意匠登録簿に登録される。

意匠権の存続期間は、出願日又は優先日から 5 年であるが、申請により、さらに 5 年の延長が 2 回まで可能とされている（即ち、最長で合計 15 年となる）。存続期間の更新手続は、原則として、存続期間満了前の 6 か月以内に行わなければならない。

利害関係人等は、意匠登録後いつでも、裁判所に対し、無効訴訟を提起することができる。無効理由としては、①知的財産法に定める特定の実体的要件を満たしていなかったこと、②当該意匠と同一の先行意匠が登録されていたこと、③当該意匠の登録名義人が、当該意匠に対する権利を有していなかったこと等がある。

#### 5 侵害

意匠権者は、意匠権侵害を行う第三者に対し、侵害訴訟を提起することができる。裁判所は、適当な場合には、侵害の防止、証拠の保全のための暫定的な措置を講じた上で、損害賠償、差止命令等の救済を与えることができる。

また、意匠権侵害を故意に行った者に対しては、50 万 LKR の罰金及び／又は 6 か月以内の拘禁刑が科される可能性がある。2 回目以降の有罪判決を受けた者の刑罰は、倍加される。

### V 商標

#### 1 概要

知的財産法によると、「商標」とは、一つの企業の商品を他の企業の商品から識別するのに役立つ視覚的標識をいう。例えば、架空の呼称、名称、偽名、地理的名称、標語、図案、レリーフ、文字、数字、ラベル、包装、記章、印刷字体、スタンプ、印章、飾り模様、織り端、縁取り及び縁飾り、色彩の組合せ又は配置、並びに商品又は容器の形状をもって構成することができる。

スリランカでは、立体商標、証明商標、団体商標は認められる。香り、音については、商標の対象として認められない。

#### 2 出願

スリランカは、先願主義を採用している。

スリランカ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、スリランカ国内の代理人を選任しなければならない。

先の外国出願の優先権を利用しようとする出願人は、当該先の外国出願の出願日から6か月以内に、先の外国出願の出願日及び番号、出願人の名称及び本人又はその前権利者が当該出願をした国を表示した書面による宣言を自己の出願に追加しなければならず、かつ、スリランカでの後の出願の出願日から3か月以内に、先の出願をした外国の当局が適正なものとして認証した先の出願の写しを提出しなければならない。

スリランカは、一出願一区分制を採用しており、一出願多区分制は採用していない。

商標出願時において、商標を実際に使用している必要は無い。

### 3 審査

商標出願について、まず、方式審査が行われる。方式要件を満たしている場合、次に、実体審査が行われる。

実体審査にあつては、不登録事由の有無等が審査される。不登録事由には、「絶対的不登録事由」と、「相対的不登録事由」がある。

絶対的不登録事由としては、①識別力を欠いていること、②種類、品質、用途、価格、原産地、商品の生産時期等の標章のみからなること、③商慣習上、常用される標章のみからなること、④標章の使用が、誤認混同を生じるおそれがあること、⑤いずれかの共同体の宗教的又は人種的感情を害するおそれがあること、⑦公序良俗に反するものであること等がある。

また、相対的不登録事由としては、①同一の商品又は役務に関して、他人の登録商標と類似の商標であり、公衆の誤認混同を生じるおそれがあること、②同一又は類似の商品又は役務に関して、他人が先に使用している未登録商標と同一又は類似の商標であり、公衆の誤認混同を生じるおそれがあること、③スリランカで他人が先に使用している商号と同一又は類似の商標であり、公衆の誤認混同を生じるおそれがあること、④同一又は類似の商品又は役務に関して、他人の周知商標と同一又は類似の商標であり、公衆の誤認混同を生じるおそれがあること等がある。

審査官が審査を行った後、登録要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発行される。通知日から1か月以内に応答せず、又は、意見書・補正書の提出等により拒絶理由を解消することができなかった場合、当該商標出願は拒絶される。

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、又は拒絶理由が解消された場合、出願公告手数料の納付の後、当該商標出願は公告される。商標出願の公告から3か月以内に、誰でも、異議申立てを提出することができる。異議申立てが提出された場合、出願人による意見書及び証拠の提出、聴聞（必要性が認められたときのみ）等の手続を経た後、異議申立てを認めるか否かについての決定が下される。

#### 4 登録

出願公告日から3か月間、異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

登録商標権の存続期間は、出願日又は優先日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。更新の申請は、原則として、期間満了前の12か月以内に行わなければならない。

利害関係人等は、①絶対的不登録事由に反して商標が登録されたこと、②相対的不登録事由に反して商標が登録されたことのいずれかに該当すると認める場合、裁判所に対し、商標登録の無効宣告請求訴訟を提起することができる。

正当な理由なく登録商標が5年以上使用されていないときは、当該登録商標は取り消される可能性がある。

#### 5 侵害

商標権者は、商標権侵害を行う第三者に対し、侵害訴訟を提起することができる。裁判所は、適当な場合には、侵害の防止、証拠の保全のための暫定的な措置を講じた上で、損害賠償、差止命令等の救済を与えることができる。

また、商標権侵害を故意に行った者に対しては、50万LKRの罰金及び/又は6か月以内の拘禁刑が科される可能性がある。2回目以降の有罪判決を受けた者の刑罰は、倍加される。

### VI 著作権

#### 1 概要

スリランカにおける著作権については、特許、意匠、商標等と同じく、知的財産法により規定されている。

スリランカはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はスリランカでも保護される。

#### 2 著作物

知的財産法により保護される著作物は、文芸的、芸術的及び科学的領域における独自の知的創造物であるものをいう。具体的には、①書籍、パンフレット、記事、コンピュータ・プログラム等、②スピーチ、講演、演説、説教等、③演劇、演劇的音楽作品、パントマイム、振付作品及び舞台制作のために作成された著作物、④上記③に規定する著作物の舞台製作及び当該製作に適するフォークロア（民間伝承）の表現、⑤音楽の著作物（歌詞の有無を問わない）、⑥音響映像の著作物、⑦建築の著作物、⑧製図、絵画、彫刻、リトグラフ、タペストリーその他の美術の著作物、⑨写真の著作物、⑩応用美術の著作物、⑪地理、地形、建築又は科学に関するイラスト、地図、計画、スケッチ及び立体作品がある。

上記④の「フォークロア（民間伝承）の表現」とは、口頭、真似又はその他の手段によって伝えられる、共同体の文化的・社会的アイデンティティ、その基準及び価値の適切な表現として、集団又は個人の集団志向かつ伝統に基づく創作を意味する。具体的には、①民話（詩等を含む）、②民謡及び器楽民謡、③民俗舞踊及び民俗劇、④民芸品（図面、絵画、彫刻、陶器、テラコッタ、モザイク、木工品、金属製品、宝飾品、手工芸品、衣装、先住民族の織物等）の生産が含まれる。

また、二次的著作物としては、①著作物の翻訳、翻案、編曲及びその他の変形又は修正、②機械可読形式であるか否かを問わず、著作物の集合体及び単なるデータの集合体（データ・ベース）がある。

知的財産法により保護される著作物に該当しないものとしては、①単なるアイデア、手順、システム、操作方法、概念、原理、発見又はデータ、②立法・行政その他の公式文書及び公式翻訳、③公表、放送、又は公に伝達されたニュース等がある。

### 3 著作権

著作権者は、自己の著作物を排他的に利用する権利を有する。著作権は、原則として、当該著作物の創作者に帰属する。契約中に規定すれば、著作物の創作者以外の者に著作権を帰属させることも可能である。

著作権には、経済的権利と著作者人格権がある。

経済的権利の内容は、著作物の種類により異なる。具体的には、①著作物の複製権、②著作物の翻訳権、③著作物の翻案、編曲又はその他の改変権、④販売、貸与、輸出又はその他の方法による著作物の原作品及び各複製品の公の頒布権、⑤録音・録画物、コンピュータ・プログラム、データベース又は楽譜の形式による音楽著作物の原本又は複製物の貸与権、⑥著作物の複製物の輸入権、⑦著作物の原作品又は複製物の公の展示権、⑧著作物の公の実演権、⑨著作物の放送権、⑩著作物の公衆への伝達権がある。

また、著作者人格権としては、①著作物の複製物及びあらゆる公的利用に関連して、著作者の名前を目立つように表示させる権利、②その著作物の複製物及びあらゆる公的利用に関連して、偽名を使用し、その本名を表示させない権利、③自己の名誉又は信用を害する、自己の著作物に関する歪曲、切除、修正又はその他の軽蔑的行為に反対する権利がある。著作者人格権を譲渡することは原則としてできないが、放棄することはできる。

著作物の公正な利用（Fair Use）、即ち、批評、コメント、報道、教育（教室での使用のための複数のコピーを含む）学術又は研究等の目的での複製等は、著作権の侵害とならない。著作物の利用が公正な利用であるかどうかを判断する際に考慮される要素としては、①使用の目的及び性質（その使用が商業的性質のものか、非営利の教育目的であるかを含む）、②著作物の性質、③著作物全体に対する使用部分の量と重要性、④著作物の潜在的な市場又は価値に対する使用の影響等がある。但し、その複製が公正な慣行に適合し、かつ、その複製の目的によって正当化される範囲を超えないことが条件とされる。

著作権は、著作者の生存期間中及びその死亡の日からさらに 70 年間、保護される。共同著作物の場合、生存する最後の著作者の生存期間中及び生存する最後の著作者の死亡の日からさらに 70 年間、保護される。匿名又はペンネームで公表された著作物の場合は、著作物が最初に公表された日から 70 年間保護される。応用美術の著作物の場合、著作物の製作の日から 25 年間保護される。

#### 4 無方式主義

スリランカでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

#### 5 侵害

著作権の侵害があった場合、著作権者は、差止、損害賠償、その他を含む全ての民事的救済を受ける権利を有する。

また、著作権侵害を故意に行った者に対しては、50 万 LKR の罰金及び／又は 6 か月以内の拘禁刑が科される可能性がある。2 回目以降の有罪判決を受けた者の刑罰は、倍加される。

### VII 営業秘密

一般に、コモン・ロー諸国では、「営業秘密」(Trade Secret) は、以下の 3 つの要件を満たす必要があるといわれている。即ち、①一般に知られていないこと、②情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらすこと、③保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしていることである<sup>18</sup>。スリランカにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、コモン・ローに基づく営業秘密保護が認められる。

また、スリランカにおける営業秘密の保護については、知的財産法 160 条が規定している。即ち、同条 6 項によると、工業上又は商業上の活動の過程での行為又は慣行であって、非開示情報の、当該情報を合法的に管理している者の同意を得ていない、他人による、公正な慣行に反する方法での開示、取得又は使用を生じさせるものは、不正競争行為を構成する。これには、①工業上又は商業上のスパイ活動、②契約違反、③秘密漏洩、④上記①～③までの行為の実行の勧誘、⑤非開示情報の取得であって、当該取得には上記①～④の行為が含まれることを知っていたか又は重大な過失により知らなかった第三者によるものが含まれる。「非開示情報」とであるとみなされる場合としては、①その情報が、一体として、又はその構成要素が正確に構成され、組み立てられた状態において、通常その種類の情報を扱っている集団内の者の間で一般に知られていないか又はその者にとって容易に利用可能でない場合、②その情報が、秘密のものであるために、現実の又は潜在的な商業的価値を有する場合、③

<sup>18</sup> <https://lawhelpbd.com/intellectual-property/trade-secrets-economic-advantage/>

その情報が、その秘密を守るために、合法的所有者により、当該事情の下で合理的な措置の対象とされている場合がある（例えば、商品の製造又はサービスの提供に関する技術情報や、企業内で使用するために企業が開発した内部情報を含む業務情報等）。非開示情報に係る不正競争行為とみなされる場合には、①その作成に相当の努力を必要とした秘密の試験その他のデータであって、新しい化学的要素を用いる医薬品、農薬品又は化学品の販売承認を取得する目的で該当局に提出されているものの不正な商業利用、②当該データの開示（但し、公衆を保護するために必要である場合、又は当該データを不正な商業利用から保護するための措置が取られている場合を除く）がある。非開示情報を侵害された者は、侵害者を被告として、差止、損害賠償等を求めて提訴することができる（同条 7 項）。また、非開示情報を故意にかつ合法的権限なしに開示した者は、50 万 LKR の罰金及び／又は 6 か月以下の拘禁刑が科される可能性がある（同条 8 項）。

知的財産法 160 条に基づき認められる非開示情報の保護と、コモン・ロー上の営業秘密の保護は、両立する関係にあり、一方が他方を適用除外にするものではない（同条 9 項）。

## VIII 詐称通用（パッシング・オフ）

「詐称通用」（Passing Off）とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」（Good Will）と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。スリランカにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、スリランカで商標登録をしていなくても、スリランカにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

一般に、詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、であると考えられている。英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「そ

の業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。

スリランカの裁判所は、**Kapadiya vs. Mohamed** 事件（20 NLR 314 at 317 Shaw J.）において、詐称通用の成立を認めた。スリランカでは、詐称通用は、知的財産法 160 条の不正競争にも該当し得るが、コモン・ロー上の独立した請求原因として構成することも可能である。スリランカの裁判所は、詐称通用を行った者に対し、差止、損害賠償、利益の引渡し、名称・標章が付された物品の引渡し・廃棄、名称・標章の抹消を命じることができる<sup>19</sup>。

## Ⅹ エンフォースメント

### 1 総説

スリランカにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、税関での水際取締り、刑事的手段（刑事訴訟）、及び民事的手段（民事訴訟）がある<sup>20</sup>。

### 2 税関での水際取締り

模倣品は、中国やインド等からスリランカに流入することが多い。そこで、スリランカの税関による水際取締り（輸出入差止措置）の制度が重要となる。

スリランカの「税関条例」は、模倣品、海賊版その他の知的財産法に違反する物品の輸出入を禁止しており、税関当局に対し、物品を没収・処分する権限を与えている。登録商標権者、著作権者その他の知的財産権者は、税関長に申請を行い、知的財産権侵害の疑いのある物品の輸出入の通関を停止するよう税関に要請することができる。但し、税関長の満足のいくように十分に立証されなければならない。停止の申請が受理されたときは、税関は物品の通関を停止する。停止措置は、14 日間有効であり、税関長の選択により延長され得る。申請者が停止の通知を受けてから 14 日以内に、税関長が裁判所から、停止された物品に関する裁判所の事件受理手続について知らされない場合、物品の通関が認められることになる。税関は、自らの職権により、知的財産権が侵害され又は侵害されたおそれのある一応の証拠がある貨物の輸入又は輸出の通関を停止することができる。知的財産権の執行におけるこの職権上の措置の実施を促進するために、税関は知的財産権執行ユニットを設置した。知的財産権者は、知的財産権の権利情報及び証拠書類を提出することにより、税関の知的財産権執行ユニットに登録することができる。これにより、被疑侵害物品の輸出入の停止のための手続をスムーズに行うことが可能となる<sup>21</sup>。

<sup>19</sup>

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/N/6LKA1.pdf&Open=True>

<sup>20</sup> 模倣品の流通実態及び権利行使の実例等については、前掲『スリランカにおける模倣品流通実態調査』が詳しい。

<sup>21</sup> <https://lawyerissue.com/enforcement-of-intellectual-property-rights-in-sri-lanka/>

### 3 刑事的手段（刑事訴訟）

特許権侵害、意匠権侵害、商標権侵害、著作権侵害又は営業秘密侵害を故意に行った者に対しては、50万 LKR の罰金及び／又は6か月以内の拘禁刑が科される。意匠権侵害、商標権侵害又は著作権侵害につき、2回目以降の有罪判決を受けた者の刑罰は、倍加される。

また、特許権、意匠権、商標権又は著作権について虚偽の表示を行った者に対しては、50万 LKR の罰金及び／又は6か月以内の拘禁刑が科される。

知的財産権侵害の刑事事件は、まず、治安判事裁判所が管轄権を有する。治安判事裁判所への訴追は、私人たる権利者自身（又は代理人）が行う場合と、警察が行う場合がある。警察には、「犯罪捜査局」（CID）という模倣品取締り等を担当する部署があり、捜索、押収、調査等のさまざまな権限を有している<sup>22</sup>。

### 4 民事的手段（民事訴訟）

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。刑事処罰の場合、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

スリランカの知的財産権侵害訴訟に関係する裁判所としては、コロンボの「商事高等裁判所」がある。この裁判所は、知的財産法に係る紛争事件の専属管轄権を有する<sup>23</sup>。当該裁判所の判決等に不服のある者は、最高裁判所に上告することができる。

民事訴訟の手続は、民事訴訟法の関連規定に基づき、①提訴、②召喚状の準備・送付、③訴答手続、④公判前手続、⑤公判、⑥判決、⑦執行という流れになる。

民事訴訟を提起する場合、仮差止命令、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる。仮差止命令は、緊急性がある場合に、裁判所の審理の間、被疑侵害者に一定の行為を継続しないように裁判所から出される命令である。また、アントン・ピラー命令は、被告に対して事前通知せず一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の捜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes*（1976）が先例となっており、多くのコモン・ロー諸国で利用されている。

## X おわりに

近時、スリランカは経済危機に陥ったが、国際通貨基金（IMF）から約29億ドルの融資を受けることで既に合意しており、また、今後は、中国・日本・インド等の主要債権国との

<sup>22</sup> 前掲『スリランカにおける模倣品流通実態調査』6頁、16頁。

<sup>23</sup> <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=b74eb768-e604-4f05-854a-a9b34cebdc07>

間で債務再編に向けた協議が進められることになる。観光や紅茶等の魅力的な資源だけでなく、豊富な労働力と安い労働賃金を強みとするスリランカは、将来的には、大きな発展を遂げる潜在力がある国であるといえる。これらのことから考えると、スリランカの知的財産法の動向については、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15755』（経済産業調査会、2022年、原題は「世界の知的財産法 第47回 スリランカ」）

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。